

専任を必要とする主任技術者の兼務について

建設工事において専任を必要とする主任技術者について、一部要件に該当するものについて兼務できることとします。なお、監理技術者の配置が必要となる工事には適用されません。

1. 実施要件

専任を必要とする主任技術者が兼務できる要件は、次の(1)から(3)までとします。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は工事の施工に当たり相互に調整を要する工事であつ、工事現場間の相互の間隔が直線距離で 10km 以内の範囲にある工事とします。

・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同工種のものとしします。

(例) 区画整理事業における土木工事相互間
下水道施設工事相互間

・工事施工に当たり相互に調整を要する工事の例

- 1) 工事用道路を共有する工事
- 2) 現場発生土等を流用する工事
- 3) 同一の場所又は近接した場所の工事
- 4) 資材を一括で調達する工事
- 5) 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工する工事

(2) 同一の専任技術者が兼務できる工事件数は 2 件までとします。兼務する工事が非専任となるものでも 1 件として数えます。

(3) 兼務できる工事は、原則、当公社が発注する工事相互間とします。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成 16 年 3 月 1 日付国総建第 315 号)の三を制限するものではありません。

2. 申請について

入札案件希望申込において届け出する配置予定技術者が他の工事を従事しているか、又は、他の入札案件希望申込において配置予定技術者として届け出ている場合は、その件名を明記してください。

平成 26 年 6 月 1 日以降に公表する工事から適用します。すでに着手している工事との兼務も含まれます。